

内 政
令和元年 7 月 9 日

各 所 属 長 様

政策推進課長

行政評価の実施について（通知）

このことについて、第七次前橋市総合計画の進行管理を目的として、下記のとおり実施しますので、よろしくお願ひします。

（政策推進係）

記

1 行政評価の実施方法

第六次前橋市総合計画では庁内組織による進行管理のみでしたが、第七次前橋市総合計画では、第三者（有識者会議）の視点を取り入れた進行管理を実施します。

まず、自己評価にて重点事業の進捗状況を評価するとともにその結果を踏まえて浮き彫りとなった課題や対応方針を整理していただき、二次評価にて関係課の意見を聴取した上で、事業目的の達成度の検証や事業の方向性の調整案を整理します。

その後、県都まえばし創生本部及び有識者会議で示された意見等を踏まえ、計画の着実な推進に向けた事業の構成やその取組内容の改善を図ることとします。

※ 詳細については別添「第七次前橋市総合計画の進行管理について」をご参照ください。

2 実施計画事業の進捗確認について

（1）対象事業

重点施策のもとで実施する 53 事業（重点事業）を対象に実施します。

（2）調書の作成

「行政評価シート記入要領」に沿って評価シートの各項目を記入し、作成してください。

※ 複数の課にまたがる事業については、主担当課のファイルに入れ込んでいますので、関係課と調整の上、作成をお願いします。

（3）成果指標について

成果指標は第七次前橋市総合計画（推進計画）に位置付けているものであるため、推進計画第1期の期間中（令和3年3月まで）は変更できません。

ただし、評価を実施するに当たり、以下のいずれかに該当する場合には、成果指標とは別に補足的指標を新たに設定することを可能とします。

- ・実績値を計測できない年度が存在する指標だが、成果指標に代替する内容で、かつ実績値が毎年計測できる指標が別にある場合
- ・成果指標と「2 取組状況」との因果関係が弱く、それぞれの項目において必要事項を記入するに当たって補足的な役割を果たす指標があった方が良い場合

（4）活動指標について

行政評価シートの「2 取組状況」における活動指標は、昨年度実施した行政評価（試行）の際に各課から提出いただいたものを転記していますが、取組状況の評価するに当たり、既存よりも適切・効果的な指標がある場合には差し替えも可能です。

3 調書の提出

（1）提出期限

令和元年7月26日（金）

（2）提出方法

「照会・回答DB／令和元年度 行政評価」に評価シートを添付してください。

（3）提出後の流れ

自己評価で記入した内容の確認及び二次評価の記入に当たり、提出いただいた評価シートを基に7月下旬から8月上旬頃にヒアリングを実施する予定です。

また、二次評価の記入を終えた後、評価シートを主担当課宛に再送しますので、所属部長の確認を受けてから改めて提出してください（再提出に係る提出期限は改めて設定させていただく予定です）。

再提出いただいた評価シートは取りまとめた後、県都まえばし創生本部及び有識者会議の資料として使用します。

4 その他

行政評価の結果は、報告書を作成後、市民及び議会に公表するとともに、報告書で示した事業の方向性は、令和2年度予算に反映させることを予定しています。

調書の作成等に当たり、不明な点がありましたら、各部担当までご連絡をお願いします。